

参議院地方行政委員会會議録第四十九号

昭和二十九年六月二日(水曜日)午前十一時十分開会

委員の異動

六月一日委員田中清一君辭任につき、その補欠として長谷山行毅君を議長に於いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君
委員 伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
木村 守江君
長谷山行毅君
館 哲二君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
篠森 順造君
加瀬 完君

國務大臣 小坂善太郎君
政府委員 國家地方警察本部長官 齊藤 昇君
國家地方警察本部總務部長 柴田 達夫君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
會專門員

常任委員 伊藤 清君
會專門員

本日の會議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案を議題に供します。先ず警察法案から議題に供しまして、第一章の總則から始めます。政府のほうからこれに對しまして説明がありますれば、説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 先般の提案理由の大臣説明に続きまして、附屬説明といたしまして、各条項ごとに御説明を申し上げましたから、私のほうから進んで御説明申し上げる点はございませぬ。さう御承知願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 一章についてでしたな。
○委員長(内村清次君) ええ、一章。
○若木勝蔵君 我先ず第三条につきましてちよつと伺ひたいと思ひます。第三条には、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本同僚法及び法律を擁護し、不偏不黨且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」とござい

ます。この法律により警察の職務を行うすべての職員「すべての職員」といふのは何を指すか、この点について先ず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 「警察の職務を行うすべての職員」「警察の職務を行う」といふことによりまして、公安委員並びに警察官、それから事務官、技官、府県警察の場合におきましては、事務吏員とか技術吏員も含みます。さういふ公安委員と、執行機關としての警察官、並びに事務官、技官、事務吏員、技術吏員、これらのものをすべて含む、かように解釈いたしま

す。
○若木勝蔵君 そういたしますと、と、總理大臣はどういうことになりま

すか。
○政府委員(柴田達夫君) 總理大臣は含んでおりません。「警察の職務を行

う」という中に読んでおらないのでござい

ます。
○若木勝蔵君 そうするといふと、ど

うも私はおかしいように思ひます。どうも、むしろこの法案の「警察の職務」は、殆んど總理大臣に集中されるようにも思ひますが、どうしてこれは「職務」の中に入りませんか。余り、總理大臣だから、勿体なくて考

えられないのですか。何かこれが入らないという理由を一つ伺ひたい。

○政府委員(柴田達夫君) 先般来この条文につきましてお話がございましたように、この条文は宣誓の内容を規定いたしております。宣誓の義務は、別

に國家公務員法によりまして、並びにこの法律によりまして、國家公務員法の条項を準用いたすことによりまして、宣誓の義務を命じておるのでござい

ます。總理大臣につきましては、宣誓の義務というものは、公務員法上におきまして、この法律におきまして

もないわけではございませぬ。さういふ意味から、宣誓の義務がないということ

が一つ。それから又この条文の字句の読み方からいたしまして、「警察の職務を行う」といふふうに、總理大臣

の仕事はこれは國政全般に跨るわけでございます。「この法律により警察の職務を行う」とは、さういふふうにい

たしておるのであります。
○若木勝蔵君 總理大臣は、併しこの「警察の職務」といふか、行政事務にはとにかく總理の立場として携つておるのじやないですか。全然總理といふものは、もう看板で、おれは知らん、これによりまして、任命の方面にも關係しておる、この法律では、あとで修正がございましたけれども、それでもこの總理は、「承認を得て」といふことになりますれば、明らかにこれは人事権の職務を行なつておることになり

ます。その点如何ですか。
○政府委員(柴田達夫君) 「警察の職務を行う」といふ意味は、専ら警察の職務を行うという意味になるのでござい

ます。ほかの条項におきまして、警察、警察の職務を行うものを、前歴者の制限などをいたしておりますが、この場合におきまして、「警察の職務」

をひたすらやつて行くという意味に解しておるのでございませぬ。この字句の上から申しまして、總理大臣は、成るほど國政全般の中には、警察について行政権の一部として、その権限の中

には、広い意味におきまして入つてゐるということはお説の通りかと思ひますが、この条文におきまして、「この法律により警察の職務を行う」とい

う中には入つておらない、かように解しておりますし、それから先ほど申し上げましたように、別に總理大臣につき

ましては、宣誓の義務はないわけではございませぬ。この通り職責の上からは、この宣誓の内容にもあるように、「不偏不黨且つ公平中正にその職務を行

りまして、公安委員につきましましては、国家公務員法の規定を準用いたしておられますので、宣誓の義務はあるのであります。が、国務大臣につきましましては、国務大臣たる地位に鑑みまして、その職責の上から申しますれば、当然に公平中正にその職務を行わなければならないという点につきましましては、異論のないところでございまして、特

に宣誓の義務というものを課しておらないのでございまして。従いまして第三条におきまして規定いたしておられますものは、その宣誓の義務がなければ、その内容の規定でございまして、当然に生きて来ないということになるのでございまして。観念的には第三条の中に入つておるとお考え頂いても差支えございせんけれども、實際問題といたしまして、宣誓の義務はございせんので、こういう宣誓の内容を行ふというふうなきめましても、宣誓自体が義務付けられておらない、こういうことになつておるのであります。

○若木勝蔵君 なぜ義務を持たせないことになるのですか、その点伺います。

○政府委員(柴田達夫君) 義務を持たすという点も、別に差支へはないと思つてございまして、「不偏不党且つ公平中正にその職務を行う」ということは、公安委員としては、これは必ずその職責上なされなければならないというところであるので、特に規定を要した、併し国務大臣といたしましては、その国務大臣たる地位に鑑みまして、わざ／＼宣誓をさせるといふことには、たさなくとも、これは当然に、そういう職責を国務大臣というものは、その地位の上から持つものであるという考

え方をいたしました結果、特に宣誓の義務の規定をいたさなかつたというところでございまして。

○若木勝蔵君 どうもその辺は私まだ納得が行きません。まだ他のかたからもこの点についてはいろいろ質問があるかと思つておりますが、まあ一応私は、それはその程度にしておきたいと思ひます。

そこで宣誓は一体上司に行うということになるのであります。が、公安委員の場合には、誰に宣誓を行うことになりますか、この点伺います。

○政府委員(柴田達夫君) 国家公務員法におきまして、この宣誓は、任命権者の面前におきまして宣誓をするということになつてゐるのでござい

ます。宣誓は一体誰に対してやるかという問題でございまして、これは人事院の解釈といたしまして、又国民一般の、今日の民主憲法の下におきましての考え方からいたしまして、国民に対して宣誓するということが常識として考えられておるところでござい

ます。又人事院の考え方ともさうなうございまして。併しながらその宣誓を行う場合には、任命権者の面前においてこれを行うということになつてゐるのでございまして。公安委員の場合におきましても同様に宣誓は誰に対してというお尋ねに對しましては、やはり国民に対して宣誓を行うのだと實質的に

お答え申さなければならぬかと思ひますが、総理府令で規定いたします際に総理大臣の面前で行うようにする

か、或いは署名をいたしまして総理大臣の手許に、確かに自分は国民に対して宣誓をするという書類をお届けする

ような規定をいたしますか、そこは総理府令のきめ方でございましてまだ決定いたしておりませんが、とにかく形式上は総理大臣に対して署名捺印等

をいたしまして宣誓した旨を確認して頂くという措置は講じたいと思ひます。が、宣誓そのものは国民に対してなすものというふうにお考え頂きたいと思ひます。

○若木勝蔵君 公安委員の宣誓につきましてもう一点伺いたいと思つております。公安委員には政党からも入つてゐることになります。そうなりますという、政党内としての公安委員は「不偏不党且つ公平中正」ということ

は、わかりませんが、不偏不党ということになります。この点に矛盾を来たしませんが、この点をお伺いします。

○政府委員(齋藤昇君) 公安委員のかたがたのうちには、政党内のかたも差支えないことに相成つております。併しながら警察の職務を公安委員として行います際には、不偏不党で行うとい

う宣誓をいたし、實際不偏不党の職務の執行をして頂かなければならぬい、かように考える次第であります。

○若木勝蔵君 それでは次にもう一点伺いたいと思ひます。地方警察本部の

本部長は国家公務員になつてゐますね。地方の警察職員は警視正以下のものは地方公務員になつてゐる。地方公務員が国家公務員に対していわゆる宣誓を行うというふうな形が出て来

ます。これは現在の事情は条例によつて地方公務員は地方公務員の上司に對して宣誓しておる、こういう点から考えれば、違つた性格の公務員に對して宣

誓をしなければならぬということ、これは矛盾を来たしませんが、この点

を承わります。

○政府委員(齋藤昇君) 先ほど他の政

府委員からお答えいたしましたように、宣誓は国民に対して、地方公務員ならばその地方の住民に對して宣誓をいたすという考え方でもございまして、

宣誓の仕方は任命権者又はその代理者の面前でいたすということに成つてお

ります。さうでございしますから、地方公務員たる警察職員は、この任命権者が都道府県の警察本部長であり

ますから、その本部長の面前又は本部長の代理者の面前で、地方住民に對して

宣誓をする、国民に對して宣誓をする、かように相成るのでござい

ます。従いまして国家公務員たる警察本部長に對してするのではありせん。又こ

の場合における都道府県の警察本部長も身分は国家公務員ではござい

ます。併しその職責は都道府県の警察の職員であります。都道府県の機関として任命をいたすのでありますから、

その点には何ら条項上も支障はないと考えるのでござい

ます。

○若木勝蔵君 私先ずその程度にしてお

○秋山長造君 三点お伺いしたい。只今の柴田総務部長の若木委員に對する御答弁によりまして、国務大臣たる国家公安委員も当然この三条の「すべて

の職員」というものの中に入れていいものだけれども、国務大臣たるものが不偏不党公平中正にその職務を遂行する

のは、これは当然のことなので、特に宣誓の義務を課する必要はないと考

える、こういう御答弁なのですが、その点担当大臣のようにお考えになり

ますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) その通り

と心得ておりますが、職務上政治的に中立を保つということは当然であり

ます。併し内閣の一員たる国務大臣たる地位に鑑みまして、そこまで規定を

なくとも当然のことであらう、こう考えております。

○秋山長造君 政党内閣の国務大臣であつて、政党内閣というものは、それの政党の主義政策を政治の上に反映させて行くというのが建前であり

ます。以上は、国務大臣が不偏不党、公平中正にその職務を遂行するというこ

とは期待できないのじやないか、むしろそういうことを特別に強調すること

は、その気持はわかりませんが、字句通りに解釈をして行きますと、政党内閣という建前と矛盾抵触を起して

来るのじやないか、このように考えるのですが、如何ですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 国家公務員法におきましても、公務員は宣誓を

する、地方公務員においても宣誓を

する、地方公務員に對しては宣誓を

いたすわけでござい

ます。その場合国務大臣に對する規定でござい

ます。上、この第三条というものは宣誓の内容に對する規定でござい

ます。それと同じ趣旨と心得ております。ただ建前の問題として、考

え方の問題として、飽くまで不偏不党、公平中正に職務を執行すべきだと思ひ

ますが、これは社会的問題として、政党としては或いは社会主義がいとか、或いは資本主義によつて国の再建を行うがいとか、そうした考

の余地がないのじやないか、警察職務の持つ本来の性格上、そういう問題は生ずる余地がない、矛盾を感じないのじやないか、こういうふうな思つておられます。

○秋山長造君 その点私はやはり不偏不党、公平中正ということもそうだけれども、特に不偏不党ということと、政党内閣制ということとは相容れざる概念であると考え。従いまして政党内閣の國務大臣たる者の個々の行動等につきましても、おのずから党派色、悪い意味の党派色が出ては勿論困りますが、いい意味の党派色が出るのは当然だと思うのです。ところが警察の運営ということになりますと、いい意味だろが、悪い意味だろが、いづれにしてもこれは党派色というようなものはいやしくも排撃されなければならぬ。それだけやはり國務大臣の仕事と警察の仕事というものはおのずから性質の異なるものじやないか。

従いまして國務大臣がおつしやるように、第三条の警察に關係するすべての職員という中に一応含めてもいいものだと考へて立つ以上は、やはり國務大臣だから不偏不党に行動するのはもう当り前だ、はつきりこれは保証されてゐるのだ、だから特に宣誓をやらす必要はない、こういう理窟は私は立たないのじやないか。そんなことを言えば公安委員だつて、公安委員になるくらない人ならば有識者で相当立派な人が多いのだから、そういう人に何も國家公務員法を準用してまで宣誓す必要はないのじやないか、これは同じこととす。その点先般の大臣なり長官のお話では國務大臣というものは、國家公安委員長というものは全然この三条

に言つておるようなものとは別のものだ、絶対にこんなものへ含める必要はないのだ、こういう議論だつたのです。が、只今の柴田總務部長なり大臣のお話では含めてもいいのだ、含めてもいいけれども、含める必要がないから特に諷刺なくてもいいだろうというような議論になる、そこらに私はちよとちよとくはなな点が感ぜられるのですが、その点もう一度お伺いしたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私の言葉が或いは足りないものでそういう感じを持たれるかも知れませんのでもう一度申上げますが、私は公務員として、特別職の公務員をも含めての公務員として宣誓の義務はあります。が、副総理や國務大臣が宣誓すべきかどうかという問題はこれは問題としてあると思うのであります。併し現実に現在では宣誓をすることになつておりませんで、この三条においての規定は宣誓をする場合の内容に關する規定でございますので、従つてそれには含まれておらんというのを申上げたのであります。

先ほどの御答弁からする只今の御質問の趣旨は、私どもの申しておるの制度上の問題と、それから氣持の問題と二つあるのをごさいます。先ほどのお話は建前といひますか、考へ方の問題としてやはり警察職員、警察という職務に携わるようなものはすべて公平中正不偏不党という考へ方を持つてその職務を遂行しなければならぬ、その申した考へ方は無論ある、こういうことを申したのと、制度上からそういうふうになつていないということをお考へになると、それを一緒にしてお考へになると只今のようなことになるかも知れません。趣旨はそういうことであります。

○秋山長造君 だから大臣のおつしやるのは結局國務大臣というものに宣誓義務を課するといふような性質のものではない。國務大臣というものは別個な扱いをすべきものだ、こういうことでは、それならわかるのです。それならわかるのですけれども、さつきは總務部長のお話では國務大臣たるものは不偏不党、公平中正に職務を遂行するのはこれは当然のことだからあえてここに言う必要はないのだ、こうなりますと、じやあその公平中正、不偏不党に國務大臣が職務を遂行するといふ保証がこの条文でなくともどこかになくてはならぬ、こういうことになつて来るから、その点をお伺ひいたしたい、私の解釈でよろしいございますか。

○政府委員(柴田達夫君) 私が先ほど御説明いたしましたのは、只今大臣と秋山委員との御問答と同じ内容のこととございまして、この場合に警察といふ職務といふことを離れまして宣誓義務があるかないかといひますのは、國務大臣として或いは公務員としての宣誓の義務の有無なものであります。一般の公務員につきましてもは國民全体の奉仕者としての宣誓義務があるのをごさいます。が、國務大臣にはそういう宣誓義務がないわけでございます。そういう意味で申上げておるものであります。そのない意味は今秋山委員がお話になり且つ大臣がお答へになりました。さうな、その地位からいたしましてわざわざ宣誓をしなくてもその性質上いふのだらう、こういう意味の御問答があつたわけでございますが、私が申上げましたのも、公平に仕事をしなければならぬといふのもそういう意味で

總理大臣や國務大臣には職務上の規定が一つ適用されておらないのだらう、宣誓義務もないのである、従つていきなり國務大臣について警察の職務についてだけ宣誓義務という問題が起つて参らないと、私もはかばかしく考へております。そういう意味でございますので一言申上げます。

○秋山長造君 それから公安委員の宣誓は誰にするかという点、さつき御答弁があつたかも知れないのですが、私ちよつと聞き漏らしたのですが、國民にするのだということは抽象的にはわかりませんが、具体的には誰に向つて宣誓をするのか。例えば公安委員長の前で宣誓を讀み上げるという形式をとるか、或いは公安委員會の席上で宣誓を讀み上げるという形式をとるのか、その点ちよつとお尋ねしたい。

それから警察庁長官は誰に対して宣誓をするのか、或いは公安委員長の前でやるのか、或いは公安委員會の席上でやるのか、その点。

てでは言葉がおかしいと思うのでございすが、總理大臣にこの國民に対して宣誓したといふことを立會つてもらふといふ意味において面前でやるか、或いは總理大臣に宣誓書に署名をいたしましてこれをお届けするか、いずれかの方法によるべきだと思ひますが、私どもは大体後者の方法でいいのではないかと考へております。

それから第二のお尋ねの長官が誰に對してどういふ手續でやるのかといふこととございすが、今後一般職の國家公務員でございまして、國家公務員法の適用がそのまま適用されるののございまして、これは人事院規則で任命権者の面前においてやるようになっております。或いはその代理者の面前において、こういうふうになつておりますので、政府原案におきましては内閣總理大臣が任命することになつておりますので、内閣總理大臣又はその代理者の面前において宣誓をする、こういうことになつておるのであります。

修正案によりますれば國家公安委員會が任命権者になりますので、衆議院の修正案によりますれば國家公安委員會の面前におきまして國家公安委員會に對しまして國民に宣誓を行う、こういうことになつておるのであります。

○答藤順造君 この條のこの法律の目的の根本のことで簡単に尋ねておきたいと思ひます。私どもは審議する過程におきまして、この法律が適用せられることになりました場合に、日本國に警察國家がでる上るのじやないかといふ懸念、併しこれは自治體警察であるといふことを常に言つておられますその通りに行われるかどうかといふ根本のことに關しましてお尋ね

したいのでありますが、第一条の中に、「この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」のでこの根本の理念が提案者においてどこに置かれてあるかということによつて、只今申し上げましたようにこれが警察國家を生むようなことになつて今まで論議を加へられましたようなことの懸念が起つて来るか起つて来ないかというその本當の土台になるものがここに内蔵されておると考えられるわけでありませう。従いまして小坂大臣にお尋ねしたいのですが、個人というものと公共というものの関係、いづれが優先するかと考えるのか、この法律をお出しになつた根拠になつておるとこの社会構成上における個人と公共とのいづれが優先するものであるか、これについてのお考えをお願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 個人があつて社会が存在するか、或いは社会があつて然る後に個人というものの存在があるのかという議論があります。私は、私は個人と社会というものの関係は相関関係にあるものでありまして、個人と社会とが同時に繁榮する、同時に存在する。個人の繁榮があつて社会の繁榮がある、社会の繁榮があつて個人の繁榮がある、かようなものであつて、そういう関係を考へておるものでございませう。憲法の十二条、十三条にもそういう関係があるのでございまして、やはり國民は憲法に保障される自由及び権利を持つておる。併しこれは不遑の努力によつてこれを保持しなければならぬ。又これは常に公共の福祉のために利用する責任を負ふものであつて、濫用してはならないという規定が十二条にございませう。十三条においては「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということが規定されてあります。が、個人と社会、或いは公共との関係においてはかような関係に立つものと考へております。

○笹森順造君 その通りでありますからそのことを突はお尋ねしておるわけでありませう。つまりこの個人の自由の権利は、これを濫用してはならない、これは公共の福祉のために利用しなければならぬ、根本の理念として出発点はどこにあるか、やはり私は個人の自由ということが根本になつて、そこから起つて来るこの関係が今仰せられました相関関係になつて来る。この民主主義の根本の理念が、一体出発点がどこにあるかということ昨日から統治権の問題が起つており、或いは又これに関連した種々なるこの警察の構成の問題が起つて来るというわけでありまして、単に相関関係と申しましたも、一体この出発点という点は他の言葉を以て申しますならば、一切に先立つて起つて来るこの法の權威の出発点がどこにあるかという認識、即ち支配者という権力によつて、國民を左右するといふその権力主義が出て、その社会の中、或いは国の中に國民がいるといふ従来の古い明治憲法のいわゆる統治権説のような考え方で出発しておるならば、やはりこの運営がそこまで自治體警察といふものに対する暗影を授けることになるし、そうではなくて相関関係で個人と社会との間の

その福祉と自由との関係があると申しましたも、個人の尊重ということとは基本的な出発点があるといふことになりませう。この法律適用と将来における問題がおのずからそこからは出て来るのではないかと、その点に對してただ相関関係といふことをお話しやるけれども、根本理念のものがどこにあるかということからお尋ねしなければならぬわけでありませう。

○國務大臣(小坂善太郎君) 社会の秩序、安寧を維持するために法律があるものであります。法とは何かということでございます。法とは人民の利益のために破るべからざる認識された一種の強要的な規律であるといふふうに考へております。即ち個人の利益、個人の自由、そうしたものを破ることはできない一種の強要、而もその認識は客観的な公共の観念に立つて認識されるべきものである、こういうことであります。

○笹森順造君 私は余り論議する意思は持つておりません。ただこの権力主義の公共という主体が優先して、そこから出発しておるのか、そうではない、個人から出発しておるかというこの出発点に關してこの法は主權在民でありまして、無論國民といふことが個人の國民だとは私は申し上げていない。つまり國民といふものが、全体の總合されたものを私は國民といふのであつて、個人といふことは考へておらないのでありますけれども、併しなから一切の今後の法の運営に關しまして、従来いふ／＼と人権保障のようなことが起つてきたり、彈正のようなことが起つてきたりして、やがて警察國家が

生れ出て、自治體警察がその鍵をなくするといふようなことの憂いがありませう。一体今この内閣がどこに、今小坂大臣が言われる法の出発点、法を作るこのものと、お話のごとく法といふものは公共の福祉のためでなければならぬ、これは仰せの通りであります。その法を作るものと、どこから出発するかといふことなのであります。この根本の観念が一体小坂大臣はどこから出発しているかといふことは、これは議論するのじやない、あなたの信念を私は何うだけの話なのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) もとはとおつしやいますけれども、個人の尊嚴、個人の自由、そういうものであると思つております。主權在民、統治権の主体は國民といふふうに考へております。併し憲法十二条、十三条にございませうに、個人の尊嚴、自由を追求する権利といふものが公共の福祉を獲得するためでなければならぬし、公共の安寧を亂すものであつてはならぬ。それには個人の自由、權利といふものは濫用は慎まなければならぬ、その目的は公共の福祉のためにあるものでなければならぬ、こういうことであるかと考へております。ただ憲法十二条、十三条の……

○笹森順造君 十二条、十三条のことは私も承知してお尋ねしておるので、その出発点は個人から出発するのだといふような御発言であれば、それはお答えとして承つておくわけでありませう。勿論その個人は或る制約の下にこの權利といふものを利用する、濫用してはならないといふことはお説の通りだと私も思つております。併し出発点

がどこにあるかということが将来において大事な鍵となりますので、お尋ねをしたわけでありませう。そこでその問題はそれだけにいたしまして、民主的の理念を基調とする警察の管理運営、こういうことを申し上げますが、特に民主的の理念の基調といふところがこの全体の法律の上ではどういふふうに現れておるか。これに對して小坂大臣が特にこの言葉を使われた意味と、又その適用等の内容についてひと當りお話を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 民主的の理念と申しますのは、民主主義の立場を根本とする考え方でありませう。憲法に定められております國民が國民であり、又國民の基本的人權が保障される、或いは地方自治の尊重といふような觀念が包括せられるのでありまして、この警察の制度におきまして、警察といふものが國民の信託によつて、國民に代つてその職務を行ふ、こういうことが根本の理念になつておると考へておるのであります。章条に亘りまして今後逐条審議の際にも、或いは出て来るものと存じます。第二条におきまして、警察の職務といふところにもその氣持は包括されておるでありませう、全体の章条を通じて流れます考へ方といふものは、地方の府県といふ自治體を単位として自治警察を持つ。併し警察の職務上國家的性格の責任もございませうから、その範圍においての國家の何と言いますか、國家からする介入と申しますか、要請と申しますが、そういうものがあるのございませうが、府県の公安委員會といふものが責任を持つてその責任を持つてその警察を管理運

したいのでありますが、第一条の中に、「この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」のでこの根本の理念が提案者においてどこに置かれてあるかということによつて、只今申し上げましたようにこれが警察國家を生むようなことになつて今まで論議を加へられましたようなことの懸念が起つて来るか起つて来ないかというその本當の土台になるものがここに内蔵されておると考えられるわけでありませう。従いまして小坂大臣にお尋ねしたいのですが、個人というものと公共というものの関係、いづれが優先するかと考えるのか、この法律をお出しになつた根拠になつておるとこの社会構成上における個人と公共とのいづれが優先するものであるか、これについてのお考えをお願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 個人があつて社会が存在するか、或いは社会があつて然る後に個人というものの存在があるのかという議論があります。私は、私は個人と社会というものの関係は相関関係にあるものでありまして、個人と社会とが同時に繁榮する、同時に存在する。個人の繁榮があつて社会の繁榮がある、社会の繁榮があつて個人の繁榮がある、かようなものであつて、そういう関係を考へておるものでございませう。憲法の十二条、十三条にもそういう関係があるのでございまして、やはり國民は憲法に保障される自由及び権利を持つておる。併しこれは不遑の努力によつてこれを保持しなければならぬ。又これは常に公共の福祉のために利用する責任を負ふものであつて、濫用してはならないという規定が十二条にございませう。十三条においては「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということが規定されてあります。が、個人と社会、或いは公共との関係においてはかような関係に立つものと考へております。

○國務大臣(小坂善太郎君) 社会の秩序、安寧を維持するために法律があるものであります。法とは何かということでございます。法とは人民の利益のために破るべからざる認識された一種の強要的な規律であるといふふうに考へております。即ち個人の利益、個人の自由、そうしたものを破ることはできない一種の強要、而もその認識は客観的な公共の観念に立つて認識されるべきものである、こういうことであります。

○笹森順造君 私は余り論議する意思は持つておりません。ただこの権力主義の公共という主体が優先して、そこから出発しておるのか、そうではない、個人から出発しておるかというこの出発点に關してこの法は主權在民でありまして、無論國民といふことが個人の國民だとは私は申し上げていない。つまり國民といふものが、全体の總合されたものを私は國民といふのであつて、個人といふことは考へておらないのでありますけれども、併しなから一切の今後の法の運営に關しまして、従来いふ／＼と人権保障のようなことが起つてきたり、彈正のようなことが起つてきたりして、やがて警察國家が

當する、こういうことであります。又國民によつて選ばれた民意の良識を代表する公安委員会という合議体が警察の全般を国においても府県においても管理する、こういうことであります。又府県自治体警察の中には都道府県の公安委員会が責任を持つて管理する、或いは地方公務員というものがその殆んど大部分の者が警察官である、或いは経費の負担というものは県の負担でありますから、県議会の審議を経て運営の基礎になる予算が作られますし、人事管理について条例を制定するということでございまして、例外的に五条にございまして、例外的に五条にある、こういう建前が全体を貫いていくことであります。

○佐藤順道君 只今のお話で大臣自身も例外的な規定があるということを抑へになりましたが、私もこれはこれを実は問題にしているわけであります。つまり一番先に申上げました警察国家ができる心配がある、これは必要以上に国権の介入が自治体警察の中に来るというこの懸念を持つておりますので、この民主的理念を基調とするというだけで終始いたしてあります。ならば私もこの法律に対して別段異論は差支ひるものではないのであります。すでに大臣が今申述べられましたように特別の異例があるというところ、この法律は一貫性を欠く民主的理念の基調によるものではない、例外的なものも相対的に出て来ておる。先ほど来前の委員がお尋ねしておりましたことなどもこれに關係して来る。特に国家公務員たるものが地方公務員を任命する、任命権を地方公務員の上に持つということなどが果してそのうした民主的な理念と考えられるかどうか。これは後の条文に關係いたしますから、今の大臣のお言葉でその国家介入の例外的なことがこの中にあるのだということをはつきりと言つておられますので、私は理論の透徹の意味から考へて明晰なるお答えとは考えられない。やはり民主的な理念というものは現現せられるというものを指摘いたしまして、私はこの場合における第一章の質疑は終ります。

○加瀬亮君 只今までの大臣の御説明或いは閣僚長官の御説明で、現行法の前文は改正法の第一条、第二条の中に挿入されてあるんだ、こういうお話であります。一条、二条をどう見ても、これは法律の目的であり、或いは警察の責務でありまして、現行法の前文はこの目的の出る基礎、或いはこの責務の生ずる基礎、そういう法律そのものの大前提をなしてあるものじやないかと思ふ。全然一条、二条の性格というものと現行法の前文の性格というものは違つておると思うのであります。この点如何でありませうか。私はその大前提をはつきりと現行法が明示しておるの、そこに警察運営全般に対する大きな一つの指針を示しておるのじやないか。それを大前提とつてしまつて目的、責務というもののにその内容の幾分かを入れてもそれは現行法の性格とは違つたものに判断せざるを得ないということにならないか。こういう点についてもう少し詳しく御説明を頂きます。

○政府委員(齋藤昇君) 御意見のように前文というものは大前提を現わすものであることはこれは法律の形態でございまして。そこで大臣も御説明をしておられますように、日本の立法形式といたしまして前文を付けるというところは稀有の例外でありますので、或るべく普通の立法形式によつたほうがよろしいではないかという法制局等の御意見もありまして、この法律には前文という形式をとらない普通の法律形式にとつておるということになりました。前に前文という形式をとらなかつたのであります。そこで第一条はこの法律の目的、これも普通の法律の立法の形式でございまして。この法律の目的の中に大前提の趣旨を取入れるということによりまして大前提の趣旨は十分第一條にも取入れられておるし、大前提を根本的に変へるというような意図は毛頭ない、かような意味で御説明を具今まで申しておる次第でございまして。

○委員長(内村清次君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記をつけて下さい。

○加瀬亮君 大前提は一条、二条の中に入つておるとおっしゃるのであります。一条、二条の中にはつきりに入つておるといふことであればこれはここで質問をする問題にはならないわけでありまして。一条、二条にきめられておられます、特に一条にきめられておられます内容と大前提の意図するものと非常に食い違ひがあると思ふ。例へば審査委員のほうから御指摘があつたのであります。現行法の前文におきましては個人の尊厳というものが非常に強く打出されている。今度はそれと對等に公共というふうな言葉が強く打出されている。もう一つ非常に問題に

なりましては「能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織」ということになつてゐる。前には「國民に属する民主的權威の組織を確立」という言葉がはつきりと謳われておつた。今度は「能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織」ということになつておる。こうなつて参りますと、現行法によりましては非能率であつたんだ、これは今までの説明にもたび／＼出ておられます。是非認めてもいいと思ふ。或いは非能率的であつたんだ。こういうことになつておる。非能率とか非能率とかいふふうなことは何を基準にしてそういう言葉が言われるか。少くも現行法におきましては個人の尊厳でありまして、地方自治の尊重でありまして、或いは民主的權威の組織といつたものを建前にすれば、これは見方によつては能率的ではなくて、或いは経済的ではない場面が当然生ずるのです。併しそれはだからといつて価値的ではないといふことにはならない。それが民主的であり、それが人間の尊厳を尊重することであり、それが地方自治の本旨であるといふことである。それは現行法の目的からは当然許されなやならないことなんです。そういう見方ではなくてただ「能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織」といふことに改めるとすれば、それは結局現行法の前文の言おうとしておる、意図しておるところの大前提といふものとは違つた方向をこの目的は示すものだと思ふ。解明せざるを得ないのであります。その点はどうかでありますか。

○政府委員(齋藤昇君) 先ず第一条の「能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織」といふ点でございまして

が、大臣の提案理由の御説明にも警察の能率化を図るという点がこの法案の一つの目的であることは申すまでもございませぬ。ございませぬが、大体こいつた組織法におきましてはその組織といふものは当該の仕事を行うにいて能率的に行い得るそういう組織を定めるといふことは他の組織法におきましても皆第一条に明記をされておるのであります。この法律の第一条だけが特異な書き方をいたしたのでございませぬ。その点は御了承を頂きたいと存じます。

そこで前文に掲げてあります個人の尊厳でありまして、或いは民主的權威でありまして、或いは個人の権利と自由を保護するといふことはこれは個人の尊厳といふものを基調としたしておるからこれが出て参るのであります。この中には当然この個人の尊厳、人権の尊重といふことを基底にいたしておられます。或いは民主的權威の組織といふことも民主的理念を基調とするという警察の管理と運営を保障する組織といふことと意味はちつとも変りはないと、かように考へております。これは前文といふものの書き方といふものと、法律の中の条文としての書き方といふものが、これは法律形式といたしましては、前文に書けば非常に厳めしいい／＼な言葉を使う、法律の条文の中に使いますときにはできるだけ普通の法律用語を使うといふのが法案を作る通常の作り方でございまして、その作り方に従つたと、かように発言したのであります。

○加瀬亮君 とにかく警察法は改正されようとしておるわけなんです。その警察法の改正された目的というものは一番この第一条に打出されているわけなんです。警察法は改正されたのだけれども、現行法と余り変りがないといふことが第一条の目的ではつきりと見分けがつくというならば、今の御説明が御尤もだということになるわけなんです。併し国民は警察法が変えられたのだ、どう変えられたのだらう、で現行法と一条、二条というものを比較して見るときに、政府委員が一条、二条に前文の大精神は入っているのだと言つても、實際この文を読んだつて入つておらないのじやないか、違ふ性格が出ているのじやないかというふうに判断される条文であるならば、これは性格そのものがもう変つて来たといふふう

に判断するのが当然であらうと思ひます。そこで今御説明がありましたけれども、「能率の組織」とその任務を遂行するに足る警察の組織」といふものは、これは当然なものであるといふふうに言われまふけれども、こういうふうな第一条を書くとすることは、現行法は非能率だということを裏書きしておるわけなんです。現行法という中の、我々が判断の対象にすることは、現行法の一の性格でありまふところの前文の精神、その前文の精神の中に地方自治の尊重とか、人間の権利の尊重とか、こういうふうなものは、これはやはり現行法の欠点として、そういう点を能率的という言葉でこれは何か排除していられるのじやないかというふうな推論が当然生れて来るわけなんです。これは非常に危険なことなんです。そういうやないのだと、現行法の前文の大

前提といふものは一つも覆つてないのだからいふならば、何故に殊更に「能率」にその任務を遂行するに足る警察の組織」といふものを「且つ、」といふ言葉の下に入れたか、問題はこゝなんだ。非常にこれは誤解を受ける、誤解を受けるというよりも、当然誤解すれば現行法とは違つた性格ができるといふふうな解釈せざるを得ない条項であると思ひますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(齋藤昇君) ここに「能率」にその任務を遂行するに足る警察の組織」といふことを書きましたが故に、人権の尊重、或いは民主的理念といふものを能率の前に後退させなければならぬといふことは出て来ないのではありません、又さうな考えは毛頭ございませぬ。人権を尊重し保護しながら而も民主的理念をどこまでも守り通すといふ前提において、なお能率的に警察の任務を遂行できるように両々のこの法律の人権の尊重と民主的理念といふものを確保しながら、能率的な組織を定める、こういう趣旨でありまして、決して能率の前に大前提を後退させるといふ趣旨では毛頭ないのでございませぬ。

○加瀬亮君 現行法の第一条「警察は、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。」警察の活動は、嚴格に前項の責務の範圍に限られるべきものであつて、い

びに責務の規定と今度の一条、二条、こ

ういふものを比較したときにどつちが警察の性格というものがはつきりしているか。何故に殊更こういふわけに

く言葉を入れて、例へば「民主的理念を基礎とする」といふ点について大臣の御説明はありましたが、御説明を聞

形をとらないでその趣旨を法律の各条

のと、又警察の能率的な組織といふものとの調和、併立、かように考えておるのでございませぬ。

○松澤兼人君 私昨日この第一条とそれから現行法における前文なり、或いは第一条なりについて質問したのでありますが、加瀬君も大体同じような立場からこの第一条について質問をして

中において、能率的にその任務を遂行するといふ点が強調されている。これは強調しているのじやない、民主的理念を基礎とする警察の管理運営といふものと、能率的にその任務を遂行するといふことはまあ二本柱である、こ

う言われるのでありますが、併し我々はやはり立法的な立場から考えて見ますと、現行法になつたものを新らしい改正法律案の中に入れるといふこと

には、そこに非常に大きな何か納得するに足るような理由がなければならぬと思ひます。併しまだ十分に能率的といふことが我々に納得できませ

ん。逆の立場から考えて見ると、従来

のいわゆる市町村警察といふものが、或いは国家地方警察でもいい、これが非能率的であるといふ一つの根拠に立つものであるといふことを一つ私たちが考へるのであります。一つは国の側からするとその一つの統制、中央によ

○國務大臣(小坂善太郎君) 能率的に

當と政治的中立ということを言われま

警、自警と二本建になつておる組織を

て、要は如何なる組織によつて国の意

と、總理府令で定めることになつてお

物事をやつて行こうという場合に、ど

した。私も実はその意見を以ちまし

前提としての調整というものは限り

思が実現され、如何なる組織によつて

りますので、考えておりますが、お尋

うしても民主的な管理運営というもの

で、その立場に立つて御質問申し上げ

があるものであります、その間の運営

地方の意思が実現されるかということ

であるのであります。議論に亘ります

見かと思ひますが、どうしてもそう

した一面のことは認めねばならんと思

ます。今回の警察法は、この第一条の

目的に謳つてございますように、從來

の前言にありましたそのまゝの思想を

ます。併しこれを如何に按配、調整す

るかということが、この法案全体に流

れておる真意の存する点であるとい

うことではないのであります。決し

て民主的警察の理念という根本を崩す

ことも、しばしばの説明によりまして

御理解を頂けたのではないかと、又御

理の改正法は一部改正ではない。つま

り現在の現行の警察法の一部が非能

率である、或いは重複組織であるとか

いかと思ひますが、この警察法の

改正の主旨といたしまして、即ち

この能率的ということの字句の持ち

ます意味は、今お話しの中にありま

したように、或いは自警が非能率であ

る、或いは自警が非能率であるとい

うなことを指しておるのでは毛頭な

いのであります、現在のようにな

警、自警と地区的に別れ、そのお

の組織の点に問題があるものであ

て、警察の持つ本来の国家的性格、或

いは地方的な性格というものを併せ

て一本として、これを適当に按配、調

整して行く、その機能を調整して行

く、こういう組織的な変革が全体の能

率を増進するゆゑんであらう、こう

いのであります、能率という言葉

の中には、経済的に国民の負担を少く

するといふ点を非常に強調しておる

といふ点を御了解願ひたいと思ひ

ます。

○松澤兼八君 加瀬君は先ほど警察運

営に対する一つのポイントといたしま

して、能率経済、それから民主的な運

営、自警と二本建になつておる組織を

前提としての調整というものは限り

があるものであります、その間の運営

の妙といふものにも限度がある、しば

しば申し上げておるのはその点でござ

います。今回の警察法は、この第一条の

目的に謳つてございますように、從來

の前言にありましたそのまゝの思想を

目的としておるのであります、決し

て民主的警察の理念という根本を崩す

ということではないのであります。即

ち自警、自警という制度をそのまま

方と解いたしまして、一本建にし

て調整を図る、こういうことである

のであります。先ほど申し上げました

のでございすが、国からの統制と言

いますか、管理と言ひますが、五、二

項にあるわけではございません、国

からの支配、即ち民主的組織という

ものでないという御断言は如何かと

存するものであります。国からの意

思が入つて行くといふことが民主的

でなく、地方でやれば民主的である

、即ち国家公務員が民主的である

、地方公務員が民主的である、そ

うした議論は私にできないと思ひ

ます。第五、二項にございますやう

な、そうした組織も国家公安委員会

というやうな民主的な合議体の管理に

服して行われるのであります、いわ

ゆるボタンの一つ押せば全国が動

くといふことには、一人の意思によ

つて全国が動くといふことではあ

れば、そういうものでないといふこ

とは、私どもがしばしばあつた機

会において申し上げておるのであり

ます。国会におきましての論議、こ

れ即ち民主的論議であります。地方

議院における論議、これ又民主的

論議であるのであります。

○委員長(内村清次君) 速記をとめ

て、速記中止

○委員長(内村清次君) それでは速記

を始めて。

それは第一章は一応終了したこと

にいたしまして、暫時休憩いたしま

す。

午後零時三十分休憩

午後四時四十分開会

○委員長(内村清次君) それでは休

前に引續いて地方行政委員会を開

会いたします。質疑を続行いたしま

して第二章から始めます。

○秋山長造君 午前中の柴田総務部

長のお話で、公安委員会が宣誓を

する、内閣総理大臣の所轄の下

に、国家公安委員会を置く、とい

う規定によつて、総理大臣の前で

宣誓をする、府県の場合は知事の前

で宣誓をする、といふことになるわ

けです。

○政府委員(柴田達夫君) そういう

ことになるかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

行わないかと思ひます。面前行う

のを説上げ、そうしてそれを誰かが確認すればいいんだというお話なんですけれども、そうすると総理大臣の前で書いたものを説上げて、そうしてそれを総理大臣に渡しておくという方法と、それからどこでもいい、公安委員室なら公安委員の部屋で自分で誰に向つてということでなしに壁に向つて説んで、それを誰かがそばでああ説んだというところで立会つた人がそれを持つて総理大臣にいつどこそでこういう宣言をしたからと言つて届出る。この二つの方法どちらでもいいということなですか。

○政府委員（齋藤昇君） さようでございます。

○秋山長造君 さつき御質問をした第一点の現行法ではどうしておるのかという点、まだ御答弁がない。

○政府委員(柴田達夫君) 現行法は國家公務員法がそのまま準用されておりまして、それによりますと、総理大臣の面前ということに、つまり任命権者又はその代理者の面前ということになつておるのでございます。

○秋山長造君 この間國家公安委員長の性格について緒方副総理の答弁によりますと、委員長は委員ではないという御説明がありました。それは長官も又小坂大臣も大体一致した説明であります、更に委員でない委員長が委員会の構成に加わつて採決権を行使するということについての法理論的な矛盾ということについて笹森委員から御質問があつた場合に、首都建設法の例をとられて説明されたのであります。併しなから首都建設法の場合は、これは首都建設法の条文の中に首都建設委員として九人の者が挙げてあるのだ。そ

うしてその中に建設大臣というものも又挙げられておるから、同時に第六条によりまして首都建設委員会の委員長は建設大臣を充てることが別に謳われておる。従つて首都建設委員会の場合の委員長は委員長であると同時に委員になつておるわけなんです。ところがこの国家公安委員会の場合はそうではない。委員ではなくして委員長なんです。委員長オノリーです。その点についてどうしても我々民主的な委員会であるということを法理的に認めたいたいのですが、その点について更に当局の説明を頂きたい。

ような民主的な運営の保障ということ
 を貰われる限り、委員でない者が部外
 から入つて来て、そして委員長の席を
 独占をする、そして而もその人が表決
 権こそないけれども採決権は持つてお
 る、更に公安委員会の会務を総理す
 る、外部に対して公安委員会を代表す
 る、これは考えて見ると他の委員とは
 てんで問題にならないくらい強力な権
 限とそして発言権とを持つ性質のもの
 である。このことによりまして公安委
 員会の民主的な運営、民主的な性格と
 いうものは非常に大きな制約を受ける
 ということはこれはもう疑う余地がこ

その調和を図りたいというのが原案でありまして、このために、然らば中立性が全く失われてしまうだろうということと必ずしもそうではない、最善のものとは言えませんが、これは一方の要請を満たすために止むを得ずかようなことを考える以外に途はないという結論に達したのでありまして、これによつて中立性が著しく侵されるということであれば格別でございしますが、政府といたしましてはこれによつて政治的中立性が全く侵されるという虞れはない、かように確信をいたしておるのでございます。

國家公安委員會の會議に出席をして意見を述べる事ができるというような用途を開いても政府の説明される程度の役割であるならば十分その目的を達し得るのではないか、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員（贈懸昇君） やはりオンザバーのような恰好で出席ができるというようなことではやはり本当の意味において政府と公安委員会との正しい意思の疏通ということは困難ではなからうかと、かように考えるのであります。やはり委員会の委員、或いは委員長として公安委員会というものにつ

○政府委員(齋藤昇君) 先般申上げましたのは委員長に國務大臣の入つてお

さいません。その点について委員長に

○秋山長造君 必ずしも侵される虞れはないということでありますけれど

る例を申上げたのでありまして、若し委員でない委員長の例として申上げたといえますれば、誤りでありました。

とが、国家公安委員会の民主的な運営を飽くまで保障する最善の方法であるという理論的な説明を承わらなければならぬ。

も、我々が問題にするのはその必ずしもという点でありまして、必ずしもということとは実際の場合になりますとこ

ので、訂正を申し上げます。委員会の構成はすべて委員を以て構成をするというものが大体の例でございますが、併し委員長と委員で構成をするということも法理上矛盾はない。この点は法制局からのお答えがありました通りであります。

は、ただ通り一遍の御説明では我々は到底納得することができません。その点につきまして再度長官の御見解をお願いしたい。

○政府委員（齋藤昇君） 公安委員会の政治的中立性を守るための最善の方法

それは殆んど無意味な言葉になると思う。その政府のこの治安責任、或いは國家公安委員会との連絡、調整というよりなことであるならば、何も民主的委員會の原則を破つてまでそういう委員とは全然別個なものを委員長に置くと

す。我々といましてはさような考
えで立案をいたしておるのでござい
ます。

と申しますれば、これは委員長が国務大臣、国務大臣が委員長に入つて来ないという現在のままが最善の方法であ

いう形をとらなくても、普通の法律常識に従いまして、例えば公安委員の一人にそういう人を加えるということも

○秋山長造君 法制局から昨日そう
いう御説明があつたんですけれども、
これはいわば全うな法律論としてのお

ることは申上げるまでもございませ
ん。併しながら警察という仕事の性質
上、政府の政治責任というものもどう

或いは一つの方法ではないかとも思うし、更に我々としてはそれすらもよくないと思う。そこでどうしても担当大

話ではなくして、今度こういう非常に理論的にややこしい苦しい方法を考えられたについてそれについての理論的な裏付けをあとからこじつけようとなさるためにああいう答弁以外にはできなかったのではないかと私は考える。少くとも、いやしくも国家公安委員会というものが本当に政府のおつしやる

しても考慮しなければならぬ。そこでこの政府の政治責任というものと委員会の中立性というものをどこで調和をさせるか、警察の運営、警察の仕事の政治的中立性というものを、政府の政治責任というものをどこで調和を図らなければならぬという要請の下に内務大臣を委員長にすることによって

臣というものがあつまして、そして予算を編成したり、或いは法律制度の問題を担当するという程度では政府の治安に対する考へ方、方針というもののが國家公安委員会に反映しがたい、或いは又公安委員会の意思が政府に反映しがたいということであるならば、更に半頭一步を進めて担当大臣はいつても

國家公安委員會の會議に出席をして意見を述べる事ができるというような途を開いても政府の説明される程度の役割であるならば十分その目的を達し得るのではないか、その点はどうかお考えになりますか。

○政府委員(齋藤昇君) やはりオプザバーのような恰好で出席ができるというようなことではやはり本當の意味において政府と公安委員會との正しい意思の疎通ということは困難ではなからうかと、かように考えるのであります。やはり委員會の委員、或いは委員長として公安委員會というものについて何らかの責任の一端を負うという形でありませんければその意義がなない、かように考えます。然らば御所見のような國務大臣を委員長でない委員として入れたらどうですか、これも一つのこととお考えたと存じます。そしてその委員の中で委員長を互選をする、さような場合にはこれは國務大臣は實際互選によつて委員長に私は選ばれる可能性が非常に多いと思います。併しさうな場合にはむしろ表決権と裏決権二票を保持するに相成りまして、それよりはむしろ表決権は持たない、採決権だけだけというほうが中立性を保つのに適當ではないか、かように考えているのでございます。

○加瀬亮君 関連して、今の問題は何回も繰返されているのでありますが、行政委員會というものは内閣と現在でも無關係ではない。内閣にそれ／＼行政委員會の業務について担当する大臣があるわけなんです。それで支障なくやつておるし、又行政委員會の性格というものはそうあるべきはずなんですよ。特にあなたがたび／＼説明するよ

うに不偏不党且つ公平中正を旨とする警察行政ということであるならば他の行政委員会よりもこの問題というものはつきりしなければならぬ。それを殊更に他の行政委員会にもないような委員会の中に委員でもない国務大臣を持つて来るということは、一体こうしなければならぬという理由はどこにあるか、治安責任の明確化と言いますけれども、それだけでは、その言葉だけでも今までの説明でも何回聞いても納得できない。何故に他の行政委員会等と性格を異にしてこういう方法をとられたかという点を説明されたい。

○政府委員(齋藤昇君) 御指摘のように警察治安という事柄につきましても、これは政治的に中立性を保たなければならぬという事は他の事務よりも一層要求せられるものだと考えます。それと同時にやはり国の治安という事に相成りますと他の普通の行政事務よりも政府が更に責任を一層強く考えなければならぬという面も警察治安という面にはあるわけであります。それからそれでこの両方の行政を適当な方法によつて調整をしなければならぬ、かような必要性に鑑みまして本案を考えた次第でございます。

○加瀬亮君 現行法によりまして内閣総理大臣の警察行政に対する発言の分野というものはつきりしておるし、或いは自治体警察と国警との、或いは自治体警察相互の治安責任に対する協力関係というものは法規上はつきりしておるわけです。この点我々が今まで聞いておるところではこのために

特別考慮されている、法律で規定されているところの国家の権力を特に行使しなければならぬという、行使というものはなかつたはずなんです。そうすると大して支障がなかつたというふうに認めざるを得ない、そういう点から考えまして一度今の点御説明頂きたい。

○政府委員(齋藤昇君) 現行法におきまして国家公安委員会が総理の所轄の下にあるということのほかに治安上重要な緊要な場合には総理大臣が指示をすることができるという規定がございます。今度はその規定は削除いたしました。これは併し具体的に緊急な、緊要な事態がありまして場合に初めて指示ができるのでありまして、警察の事務、殊に国の治安という問題につきましてはただ事務が起きてそれを処理するのの過ちがなかつたというだけでは足らぬのでありまして、絶えず日常の治安の状況というものが、これが政治に反映されなければなりません。又政治のあり方というものがやはり治安に影響を来たすものでございまして、現在の総理の持つておられますような指示権を指示できる、その場合に指示をしたらよろしいというものでないかと、こういう見解に立つておるのでございまして、従いまして第五条にありま

するような事柄につきましてはやはり政府といたしましては重要な、重大な関心を持たなければなりませんので、さような意味から公安委員会の委員長を国務大臣として入れるのが最もさような趣旨にかなう妥当なものではなからうか、かように考えておる次第でございます。

でございます。

○加瀬亮君 そうすると現行法においても総理の指示権というものもあるし、自治警同士の協力義務というものは規定されておる、これだけでは政治の責任が明確でないの、政治責任の明確を期するということで国務大臣を公安委員長にするのだ、こう了解してよろしいのですか。

○政府委員(齋藤昇君) さようでございます。

○加瀬亮君 それは結局不偏不党且つ公平中正を旨とする警察行政に政治責任という名前を借りて政治偏向なり、政党の機嫌なりというものを持込むことになるのじやありませんか。例えばそれはそういう方向であるという一つの例として第五条を見ましても、「国の公安に係る」という言葉があります。「国の公安に係る」ということとでありますれば具体的に或る事案が発生しますとこれは全部報告をすることになるのですか。そうだといたしますればこれはあなたがたがどんなに自治体警察、府県自治体警察だといつたつて府県の警察というものは全部国の出先機関と同じようなものかという判断をせざるを得ないということになるわけでありまして、これと併せ考えましてやはりこれはどのように御説明があらうとも自治体警察というものを崩して国家警察の方向に持つて来たか、どうしても言わざるを得ないのであります。

○政府委員(齋藤昇君) 国、殊に政府の政治責任というものを徹底的に明確にしようということを考えてますなら

ば、こういった公安委員会制度というものをやめまして、そうして警察庁長官にすぐ国務大臣を持つて来て充てるということにするのが最も政治責任が明確になるわけでございますが、昨年の提案をいたしました警察法案はさような趣旨で提案をいたしておたのであります。併しなからこれは責任は明確になりますけれども、併し中立性を侵す虞は多分にあるやしないか、国家公安委員会を公安管理会というものにいたしました、その国務大臣たる警察庁長官の行う業務について監視、助言の機関に昨年はいたしたのであります。併し、それではどうも国民に不安感を与えろという声が昨年の国会で相当強くございました。そこで考えまして政府といたしましては、又その審議期間中に、それよりは公安委員会に国務大臣を入れたほうがよいじやないかと、有力な意見が出て参りました、成るほどこれは誠に有力な、又いい意見であるということ、今度の提案をいたしました案にはさように出したのであります。これによりますると政府の政治責任を明確にするといひながら、徹底的には明確になつておりません。

それは五人の公安委員のかたゝに正しくどの程度反映させるかというだけでありまして、併し正しいならば正しく五人の公安委員会のかたゝは十分その意見を反映させることができるであらう、不当なことには断乎として拒絶されるであらう。さように考えてこの案はよろしいと、かように考えたのであります。又地方のはうに対しまして、政府

の政治責任或いは治安の確保ということだけに重点を置きますならば、府県にも公安委員会を置かず、或いは府県の自治警察というものをしないで、一本の警察が一番望ましいのであります。併し、これは民主的な要請或いは警察の政治的中立性ということを侵害する虞れが多分ありますので、これもその面でも二歩三歩後退いたしまして、府県の自治体警察とし、これに公安委員会を置くということにいたしました。先ほども申しましたように政府の政治責任、或いは警察の中立性、それから警察の地方分権制、いろ／＼な警察に対して要請せられる要件をここに調和を図つて、本法案といたした次第でございます。

○加瀬亮君 問題はですね。この公安委員会というものが置かれてあるんじやないか、だから民主的なんだとおつしやいますけれども、改正法案による公安委員会が自治体警察の公安委員会のような職権権限を持つておるかどうか、そういうような行使をできるかどうかということが問題だ。国家公安委員会にいたしまして、国家公安委員会が今までの国家公安委員会と同じような権能なり作用なりというものをもち得るかどうかということをお私どもは問題にしておる。それでですね、政治責任だとか、行政責任というものは行政委員会だつて持つて。行政委員会では行政責任、政治責任が持つてない、だから内閣と直結させなければならぬ、次は公安委員会というものを作り、府県公安委員会というものを作り、或

いは国家公安委員会というものを作つてあつたところで、その作用というものが自治警察で考えられておつたような、公安委員会のような本當の民主的權威の組織、或いは民主的運営というものに重点が置かれるような働きをなし得るかどうかという内容ですね、こういう点で疑義を非常に感ずるのでございます。この点どうですか。

○政府委員(齋藤昇君) この公安委員会の運営は都道府県の公安委員会におけると同様に民主的に運用がでると考へるのであります。御質問の点は、國務大臣が委員長に入つて来れば民主的な運営は不可能になりはしないかという御所見かと存じます。五人の、身分を保障された、そして国会で同意を得られた立派な民主的な方々が國務大臣が一人入つて来られたということによつて、私はその運営は非民主的になるとは考へられないと思ひます。

○若木勝藏君 閣下連して、これは非常に委員長が國務大臣であるということ、私はこれは非常に問題があるのだと思ひます。先ほどの質疑応答で更に私は疑問を持っております。先ほどの点を伺ひたいと思ひます。先ほど秋山委員の質問に對しましてですね、首都建設委員の場合は建設大臣は入つてゐるけれども、まあ委員である、従つて互選されて委員長になる場合もある、併しこの国家公安委員会の委員長というふうな場合にはこれと性質が違ふ、併しどうせまあ互選されれば委員長になるというふうなことになるのであつたならば、初めからそれを予想してですね、國務大臣を国家公安委員会の委員長にしておいたほうがいいじゃないか。こういうふうなお話も

あつたようでございます。それはですね、一つの慣習というか、或いは一般から考へたことですね、私は委員でないところの委員長がですね、委員会の構成に加つて、そして最後の決を採るということとは慣習ではなしに、法理的にどういふところの根拠があるものであるか。この点をどうも先ほど話を聞いて私まだ納得が行かないので再び恐れ入りますけれども御説明をお願いいたします。

○政府委員(齋藤昇君) 國務大臣を國家公安委員会の中に入れる、そのまゝ入れ方でございますが、これをまあ委員として入れるということであり、するならば必ず一票の表決権が与えられるわけであり、そうしますと、これが委員であるとしてすれば、普通の構成に従つてまあ五人の委員会であり、二入のかたが國務大臣と同意見であれば必ず國務大臣のほうに決議になるわけであり、それによりは國家公安委員会の委員を五名にして、委員長たる國務大臣は表決権を持たないということにしたほうがむしろ中立性を保つてはどうか、かように考へたのであります。立案の途中におきましてもしろこれは委員として入れたほうがいいじゃないか、そして互選によつて或いは委員長になられてもよろしいという意見も戦かされたのであります。これは必ず表決の際に一票を持つということを保証するよりは採決の際に表決権がない、そして構成を委員は五名、そのほかに委員長としたほうが公正が保たれるであらう。かようは考へまして原案を作成をいたしましたのであります。かような次第であります。

第であります。○若木勝藏君 そうしますと、首都建設委員会のほうを考へて見まして、建設大臣は委員としての一票を持つ、互選されて委員長になつたのだから又最後の決をとることができ、こうなつておりますけれども、實際的に委員となつて一票を投じて、それから又議長席に當りて最後の決をとるというようなことは、これはこの議決の際に多くは行われておらないことじゃないかと思ひます。だからその点から考へれば、あなたはそういう場合があるからしてこの國家公安委員長のほうに初めから一票を持たせんほうが、委員としないほうがいいじゃないか、こういうふうには言われまじけれども、結果においては私は同じだと思ひ、どうですか、その点。

○政府委員(齋藤昇君) 國務大臣を普通の委員にいたしました場合に、それは御説のような互選で選んで委員長になり、採決権は持たないと思ひます。それで、さうであればこの現行法と同じことにはなりませんか。委員長は互選によつて選ばれば、これはやはり可否同数のときしか、大体可否同数のとき以外は採決をしないということになり、併しその場合に普通の委員会の構成は奇数構成でありますから現在のうちに委員長と委員を合せて六名にならないで、國務大臣を入れて五人ということに相成るだらうと思ひます。さうになりますと、現在のこの原案よりは私は國務大臣の力を發揮する場合がそのほうが多いのじゃないかと、かように思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) これはこの前にも御答弁を申し上げましたように、委員は普通の政治活動というもので禁止することは、これは思想或いは結社言論の自由を余りに拘束をいたしますので、委員の職責に鑑みまして或る政党、或いは政治的団体の役員になる、幹部になる、或いは政治運動を積極的に行つと、いわゆる自己の政治的な見解を發表するといふような位置にとどまらないで、或る政治目的を持つてその目的を推進し、或いは指示し、

或いは特定な政治……、そういうふうな意味で活動をするといふことはやはり公安委員の不偏不党に職務を遂行しなければならぬという事柄にも鑑みましてこれは禁止をしたほうがいいのではないだろうか、丁度この規定は裁判官の政治活動の禁止、或いは政治団体の役員になることを禁止しておりますのと同じ条文に作り上げたのでございませう。

○委員長(内村清次君) ちよつと連記をとめて。

○委員長(内村清次君) 連記を起して。

○島村軍次君 總理大臣の出席もありますので、總理大臣の質問は継続されるほうがいいのですが……。

○委員長(内村清次君) その点は私も思つて總理を今まで待つておつたのですが、「やれ／＼」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、すぐ總理を呼んで来るというふうなことで今まで待つておりましたけれども、まだおいでにならないので、暫時休憩をいたします。

午後五時二十二分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた〕

○政府委員(齋藤昇君) これはこの前にも御答弁を申し上げましたように、委員は普通の政治活動というもので禁止することは、これは思想或いは結社言論の自由を余りに拘束をいたしますので、委員の職責に鑑みまして或る政党、或いは政治的団体の役員になる、幹部になる、或いは政治運動を積極的に行つと、いわゆる自己の政治的な見解を發表するといふような位置にとどまらないで、或る政治目的を持つてその目的を推進し、或いは指示し、